

別紙

諮詢第 1569 号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定及び本件非開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「知事部局における福祉保健局少子社会対策部計画課管理担当職員の令和〇年 4 月及び 5 月分の出勤簿、休暇職免等処理簿、旅行命令簿並びに附属証明書類等（診断書等）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和 3 年 4 月 27 日付けで行った本件一部開示決定及び本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「年間出勤簿」（以下「本件対象公文書 1」という。）及び「旅費請求内訳書」（以下「本件対象公文書 2」という。）を対象公文書として特定し、これについて本件一部開示決定を行い、また、「令和〇年用休暇・職免等処理簿」（以下「本件対象公文書 3」という。）及び「令和〇年用休暇・職免等処理簿添付書類」（以下「本件対象公文書 4」という。）を対象公文書として特定し、これについて本件非開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和 3 年 8 月 20 日に審査会へ諮詢された。

審査会は、令和 3 年 10 月 13 日に実施機関から理由説明書を收受し、令和 4 年 11 月 21 日（第 233 回第二部会）から同年 12 月 27 日（第 234 回第二部会）まで、2 回の審議を行った。

## （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 本件対象公文書1の非開示情報の妥当性について

本件対象公文書1は、勤務時間における職員の勤務の態様を把握し、服務を管理する上で必要な資料で、年ごとに一葉の書式となっており、「組織」、「職員番号」、「年」及び「氏名」の各欄並びに1月から12月までの「日付」欄が設けられている。「日付」欄には、出勤の場合は「○」（丸印）が表示され、出張の場合は「出張」、研修の場合は「研修」、休暇の場合は内容に応じて「年休」あるいは「年1」等が記載されるものである。その他、本件対象公文書1には「前年繰越年休日数」、「付与年休日数」、「当初年休日数」及び「次年繰越年休日数」並びに「年休取得日数」及び「年休残」が記載される。審査会が見分したところ、本件対象公文書1における非開示情報は、「職員番号」、「前年繰越年休日数」、「付与年休日数」、「当初年休日数」、「4月及び5月出勤状況」、「4月及び5月年休取得日数」、「4月及び5月年休残」及び「次年繰越年休日数」であるが、これらの情報は休暇等の取得時期、原因等の当該職員の私生活に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

### イ 本件対象公文書2の非開示情報の妥当性について

本件対象公文書2は、旅行命令を受けた職員が、公務旅行中に必要とされる交通費等の支給を受けるために作成し、命令権者に提出した旅費請求内訳書であり、「文書件名」、「年月日」、「所属」、「職層名」、「級」、「氏名」、「受領印」、「命令権者」、「関与者」、「旅行者」、「旅行月日」、「旅行時間」、「旅行用務」、「旅行先」、「旅行の経路（出発駅 - 経由 - 到着駅）」、「公用車マイカー」、「交通実費」、「旅行の区分」、「1km以下」、「旅行雑費」、「計」、「通勤経路」、「確認印」の各欄から構成されている。

審査会が見分したところ、本件対象公文書2における非開示情報は、「級」、「旅行の経路」（職員の最寄駅及びバス停）及び「旅行先」（職員の最寄駅及びバス停が特定される場合のみ非開示）の一部であるが、当該非開示情報は、前記アと同様、職員の私生活に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

また、条例7条6号に該当する情報として、特定の事業所を旅行先とする「旅行の経路」全体を非開示としたことについて、当該事業所は利用者や入所者の保護という事業のため住所を秘匿しているところ、「旅行の経路」を公にすることにより当該事業所の住所を推認でき、上記事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条6号に該当する。

したがって、これらの非開示情報は条例7条2号又は6号に該当し、非開示が妥当である。

#### ウ 本件対象公文書3及び4の非開示妥当性について

本件対象公文書3は、職員が職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第16号）に基づき、休暇や職務専念義務免除（以下「職免」という。）等の承認を受ける場合に決定権者に提出する書類であり、職員ごとに、年次有給休暇、病気休暇、夏季休暇等の休暇、職免、交通機関の事故等に係る事故欠勤等が申し出順に同一の用紙に記載される。

また、本件対象公文書4は、休暇等の取得に当たり、当該休暇等の取得要件に該当していることを証明する書類である。

審査会が検討したところ、本件対象公文書3は、個々の職員の所属、氏名、勤務実績、休暇の取得状況、職免の取得状況等が記載されており、その証明書類である本件対象公文書4と併せ、職員の私生活に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、藤原 道子